

グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会の設置について

第1 目 的

世界の食市場が急速に拡大する中で、産学官連携で日本の「強み」を活かした生産から製造・加工、流通、消費に至るフードバリューチェーンの構築を推進し、日本の食産業の海外展開と成長、食のインフラ輸出と日本食の輸出環境の整備、経済協力との連携による途上国の経済成長を実現していくことが重要な課題となっている。

このため、グローバル・フードバリューチェーン戦略を指針として、産学官が一体となり、かつ総力を挙げて、厳しい国際競争を勝ち抜き、日本の食産業の海外展開等によるフードバリューチェーンの構築を推進するため、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会（以下「官民協議会」という。）を設置する。

第2 構 成

- (1) 官民協議会は、上記の目的に賛同する関係企業・機関・地方自治体・府省等の代表により構成する。
- (2) 必要に応じてメンバーを追加・変更できる。

第3 活 動

官民協議会は、産学官が連携し、次の活動を行う。

- (1) 日本の食産業の海外展開等によるフードバリューチェーンの構築に関する情報の収集・分析・共有・発信
- (2) 二国間政策対話等を活用し、相手国のニーズに即したフードバリューチェーンの構築に向けた調査・分析、ミッション派遣、案件形成・推進等に係る連携・調整
- (3) フードバリューチェーンの構築に係るビジネス投資環境の整備の推進
- (4) その他フードバリューチェーンの構築に関する連携・調整

第4 官民協議会の運営

- (1) 官民協議会に代表及び副代表を置く。
- (2) 官民協議会の下に、重点国・地域の取組を強化するための国別・地域別部会、各国に共通する取組の可能性を探るための分野別研究会及び官民協議会の円滑な運営を図るための幹事会を置くことができる。
- (3) 官民協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (4) 官民協議会の議事は、個別企業の事業運営等に関わる内容も含まれることから、原則非公開とするが、代表及び副代表の協議により公開とすることができる。会合終了後、議事要旨を農林水産省のホームページに掲載する。
- (5) 官民協議会の庶務は、農林水産省大臣官房国際部国際政策課及び食料産業局企画課の協力を得て、農林水産省大臣官房国際部国際協力課が行う。